

## テレビ放送番組の製作及び放送に関する契約書

株式会社 テレビ局（以下、「甲」という）と株式会社製作会社（以下、「乙」という）とは、テレビ放送用アニメーション・シリーズ作品「作品名」（以下、「本件作品」という）の製作及び放送に関し、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（定義）

本契約において、次の用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1)本件作品とは、乙が製作する別紙1欄のアニメーション作品をいう。
- (2)本件素材とは、甲の放送に使用される別紙2欄の原盤及び関連資料をいう。
- (3)放送とは、甲及び甲が再許諾した局が地域内で行う地上波によるテレビ放送をいい、同時再送信による有線テレビジョンの放送を含むものとする。但し、その他の公衆送信及びインターネットその他のネットワークによる送信は、この用語に含まれない。
- (4)放送権料とは、甲が本件作品を放送するために乙より許諾される独占的権利に対する対価をいう。
- (5)二次利用権とは、本件作品を、本契約第3条に定める権利の範囲以外の目的で利用する権利をいう。
- (6)窓口業務とは、二次利用を第三者に許諾し、二次利用料を徴収し、これを配分する業務をいう。

### 第2条（目的）

乙は、自己の責任と費用負担によって本件作品を製作し、甲に対し甲の放送に必要な本件素材を納入する。

2. 乙は、甲に対し本件作品を地域において放送する独占的権利を許諾し、甲は、乙に対し本件作品の放送権料を支払う。

### 第3条（甲の権利の範囲）

乙は、甲に対し、以下に定めるとおり本件作品を放送する独占的権利を許諾する。

- (1)放送局 甲、甲のネットワーク局及び甲が放送権を再許諾した局
- (2)地域 日本国内に限る。
- (3)期間 始期 年 月 日  
終期 本件作品最終話の初回放送日の翌日より起算して満2年6カ月
- (4)話数 全26話
- (5)放送回数 各話につき期間内に2回。但し、回線障害、停電等の放送事故により又は重大事件の報道その他やむを得ない事由により本件作品の各話の全部又は一部を放送できなかった場合は、甲乙協議のうえ放送回数に算入しないことができる。

#### 第4条（権利関係）

本件作品にかかる著作権、所有権その他の全ての権利は、別段の定めある場合を除き、乙に帰属する。

2. 乙は、甲に対し、本契約に基づき、本件作品を甲及び甲が再許諾した局より放送するための独占的権利を許諾する。

#### 第5条（二次利用）

本件作品の二次利用権は乙に帰属する。

2. 乙は、二次利用権の窓口業務を乙自ら行い、又は窓口業務を第三者に委託することができる。

#### 第6条（保証）

乙は、甲に対し以下の各号を保証する。

乙は本件作品に使用された原著作物（原作、脚本、台本等を含む）その他の著作物について、正当に著作権者の許諾を得ており、かつ、本契約の存続期間中その許諾が失効又は解除される事態の発生しないこと。

本件作品のプロデューサー、監督、演出家、キャラクターデザイナー、声優等の実演家その他本件作品の製作に参加した者が、本件作品の製作に参加することを約束しており、本件作品にかかるすべての著作権が有効に乙に帰属していること。

#### 第7条（楽曲の使用料）

本件作品の放送に使用される楽曲の著作権使用料は、甲が負担する。

#### 第8条（権利譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約に基づいて取得した権利あるいは契約上の地位を、相手方の書面による承諾なしに第三者に譲渡することはできない。ただし、甲又は乙が、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあってはこの限りではない。

#### 第9条（素材の納入）

乙は、次の各号に掲げる素材を甲の指定する場所に期日までに納入するものとし、甲はこれに協力する。

甲指定の仕様によるビデオテープを各話2本。但し、甲がこの数を超えるテープを希望する場合、当該テープの作成に要する費用は甲の負担とする。

放送用フォーマットを記入したキューシートを1組。

本件作品に使用された既成音楽著作物及び委嘱音楽著作物の楽曲名、著作者名及びタイミングを記入したミュージック・キューシートを1部。

JASRAC所定の音楽著作物使用報告書（楽曲表）を1部。

甲の放送に使用される台本を1部。

テーマ音楽の録音テープを1本。

その他、広報宣伝のための素材を含む、甲が本件作品を放送するために必要な素材。

#### 第10条（検査）

甲は、乙から前条所定の素材の納入を受けたときは遅滞なくその内容、音声その他本件作品の放送に必要な検査を行い、その結果を納入日から14日以内に乙に通知する。

2. 乙は、乙の責に帰する瑕疵により前項所定の検査に合格しなかった場合には、甲の放送に支障を与えないよう直ちに当該瑕疵を修補する。

3. 本条1項所定の検査期間中に甲が検査を終了しなかったとき、又は検査結果を通知しなかったときは、検査に合格したものとみなす。

#### 第11条（危険負担）

納入前に生じた本件素材の滅失又は損傷による損害は、乙の負担とし、納入以後に生じたこれらの損害は、甲の負担とする。

#### 第12条（放送権料の支払）

本件作品の放送権料は、1話につき金 円（消費税別）とする。

2. 前項に定める放送権料の支払は、乙の甲に対する放送用素材の納入に基づいて行われる。

3. 支払の対象となる話数は毎月月末をもって締切り、甲は、乙に対し締切日までに納入した話数の放送権料を各締切日より30日以内に支払うものとする。支払は、銀行振込により行われる。

#### 第13条（延滞金）

前条に定める放送権料の支払が30日以上延滞した場合には、甲は、乙に対し支払い金額に年 パーセントの割合の延滞金を加算して支払う。

#### 第14条（放送に伴う改変）

甲は、本件作品を甲及び甲が再許諾した局より放送するにあたり、テロップその他の方法により、本件作品を害さない合理的範囲において広告、告知その他甲が必要とする事項を挿入することができる。

#### 第15条（表示）

本契約の存続期間中、甲は、本件作品の放送及び放送の広告宣伝物に以下を表示する。

製作著作：乙

#### 第16条（放送の中止）

甲は、番組編成上の都合その他やむをえない事由により本件作品の放送を事前に乙に通知して中止することができる。甲が乙に対し放送中止の通知をしたときに乙が製作中の作品をもって本件作品の最終話とし、甲は、その話数までの放送権料並びに通知の時点で乙が後続の話数の製作のためすでに支出していた実費を乙に支払うものとする。

2．前項に該当しない事由（不可抗力、第三者の責に帰すべき事由等）により本件作品の放送が不能または中断した場合には、これによって発生する費用の負担は、当事者間で別途協議する。

#### 第17条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の技術上、業務上の情報を秘密に保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。但し、次の各号の一に該当するものはこの限りでない。

知得する前に、既に公知となっているもの。

知得する前に、既に自己が保有しているもの。

知得した後に、自己の責めに因らず公知になったもの。

正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手したもの。

相手方の秘密情報とは無関係に、独自に開発したもの。

#### 第18条（契約期間）

本契約の有効期間は、締結日に開始し、本件作品のシリーズ最終話の初回放映日より起算して満2年6カ月を経過する日まで存続する。

#### 第19条（権利保全）

甲及び乙は、本件作品に関する権利を第三者から侵害され又は侵害される恐れがあることを知った場合は、直ちに善後策を協議し、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第20条（契約解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当したとき、何らの通知、催告その他の手続きを要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

破産、整理、特別清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続きの申立を受け、若しくは自ら申し立てるとき、又は解散決議をするとき。

手形又は小切手の不渡処分を受ける等支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき。

差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

本契約若しくはこれに附帯する約定を継続しがたい重大な背信行為を行ったとき。

2．甲及び乙は、相手方が本契約の全部又は一部に違反したときは、相当の期間を定めて催告し、この期間内に是正されないときは本契約の全部又は一部を解除することができる。

3．甲及び乙は、相手方が本契約の全部又は一部に違反することにより損害を被った場合

には、本契約の存続期間中に限り、第12条に定める対価の金額を限度として相手方に当該損害の賠償を請求することができる。

#### 第21条（素材の返還）

本契約に基づく既定の放送が終了した場合には、甲は、その時までに納入された全ての本件素材を乙に返還する。

2．本契約が解約され又はその他の理由で終了した場合には、甲は、その時までに納入された本件素材を直ちに乙に返還するものとする。

3．前項の場合でも、甲は、乙に既に支払った放送権料の返還を求めることはできない。

#### 第22条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

#### 第23条（合意管轄）

前条の協議にもかかわらず、本契約について訴訟の必要が生じた場合には、地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲（住所）  
（テレビ局）（印）

乙（住所）  
（製作会社）（印）

## 別紙

### 1. 本件作品

- (1) 題名：「作品名」
- (2) 形式：テレビ放送用アニメーション・シリーズ作品
- (3) 仕様：甲指定の仕様（例：D2仕上げ）
- (4) 放送枠：1話につき30分
- (5) 放送予定話数：全26話
- (6) 原作：

### 2. 本件素材

- (1) 甲指定の仕様（例：D2仕上げ）によるビデオテープ
- (2) 放送用フォーマットを記入したキューシート（ランニングタイム表）
- (3) 本件作品に使用された既成音楽著作物及び委嘱音楽著作物の楽曲名、著作者名及びタイミングを記入したミュージック・キューシート
- (4) JASRAC所定の音楽著作物使用報告書（楽曲表）
- (5) 台本
- (6) テーマ音楽の録音テープ
- (7) 宣伝及び広報のために必要な素材

確認

甲

乙